

平成31年(2019年)3月15日

柏崎市議会議長
笠原晴彦様

柏崎市議会議員倫理審査会
委員長 真貝維義

審査報告書

平成30年(2018年)4月17日付で審査の付託を受けた件について、柏崎市議会議員倫理条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員名
加藤 武男

- 2 審査結果
(結論)

柏崎市議会議員倫理審査会(以下「審査会」という。)に付託された請求事件について、公平公正かつ慎重に審査した結果、審査会の委員間で議員倫理基準に反する行為の認定に当たっては、重大な倫理違反ではないとの意見もあったが、本件は議員の倫理観を問うというものであり、議員倫理基準に抵触する行為であったと認定するに至った。

すなわち星野正仁議員を審査請求代表者とする本件議員倫理請求に係る事実があったと認め、審査対象議員である加藤武男議員の一連の行為は、柏崎市議会議員倫理条例(以下「議員倫理条例」という。)第4条第1号及び同条第6号に該当すると認定した。

(審査請求の要旨)

本件は、加藤武男議員が、自ら経営する有限会社ハイマートグリーンの宿泊客が、長年にわたり西山町市営駐車場を使用していたこと(見過ごしていたこと)を対象としている。このことは営利目的とした使用(間接占有)を疑われることであり、市民よりは高い倫理感が求められる議員として、議員倫理条例第4条第1号及び同条第6号に該当するものである。よって議員倫理条例第13条に基づき措置を求めるものである。

(事実認定の概要)

審査に当たっては、星野正仁議員等から提供された資料の確認及び星野正仁議員等からの事情聴取等によって行った。また、審査対象の加藤武男議員にも事情を聴取し

ようとしたが、体調が良くないことや、本件は本人が提訴している訴訟事案と重複するので、発言などは差し控えたいとの文書が提出されたことから実現しなかった。

審査の結果、加藤武男議員が市営駐車場を自ら経営する宿泊施設ハイマートグリーン^①の宿泊客の占有的使用を見過ごしていた（放置していた）ことは、宿泊施設経営者として、議員として市民よりも高い倫理観が求められていることから、議員倫理条例第4条第1号及び同条第6号に該当すると認定した。

一方で、当該市営西山町駐車場の管理基準等が必ずしも明確ではなく、かつハイマートグリーン^①の宿泊客が勤めている事業所の車両（同じ事業所の宿泊客以外の車両も含む）以外の車両も当該駐車場に駐車していたことは事実であった。また、加藤武男議員は宿泊客に対して積極的に市営西山町駐車場に駐車するよう指示していたという事実は、確認することはできなかった。

以上の事実認定等から総合的に勘案すると、審査対象議員の一連の行為（不作為）に対する責任については、一定程度事情をくみ取る必要があるとの認識に至った。

3 審査の経過等

(1) 審査会の設置

平成30年3月22日付で、星野正仁議員（審査請求代表者）、齋木裕司議員、若井恵子議員の3人から、加藤武男議員に対し、加藤議員の一連の行為は議員として不適格な行為で、当該行為は、議員倫理条例第4条第1号及び第6号に規定されている議員倫理基準「議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」及び「柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為」に該当することから、議員倫理条例第8条第1項の規定に基づき副議長に対して審査の請求がなされた。

平成30年4月17日議員倫理条例第9条の規定に基づいて審査会が設置され、同条第2項の規定により、当初7人（三宮直人議員、持田繁義議員、真貝維義議員、佐藤和典議員、佐藤正典議員、与口善之議員、矢部忠夫議員）の委員が選任された。同時に、委員長に矢部忠夫議員、副委員長に三宮直人議員が互選された。その後、委員長の辞任、委員の議員辞職及び会派編成の変更等があり、平成31年2月12日には、与口善之元議員に代わり柄沢均議員が、三宮直人議員に代わり春川敏浩議員が、矢部忠夫議員に代わり若井洋一議員が委員に選任された。そして同月19日に、委員長に真貝維義議員、副委員長に持田繁義議員が互選された。

(2) 審査会の概要

第1回審査会 平成30年4月17日（月）午前10時開催

本審査会の委員長に矢部忠夫議員、副委員長に三宮直人議員を互選した。

笠原晴彦副議長から審査会に対し本請求事件の審査付託が行われた。

審査会は、原則公開で行うこと等を確認した。

第2回審査会 平成30年5月9日（水）午前10時開催

審査請求者である星野正仁、齋木裕司、若井恵子の3議員から請求理由等の説明を

聞き、その後、審査会委員による3議員に対する質疑を行った。

質疑によって、市営西山町駐車場の加藤武男議員の間接的使用について、斎木裕司議員が西山町事務所長に対して事実確認と是正を依頼していたこと。ハイマートグリーンは実質的に加藤武男議員個人が経営する下宿である可能性があること。などの事実を確認した。

第3回審査会 平成31年2月19日(火)午後2時開催

新たに、本審査会の委員長に真貝維義議員、副委員長に持田繁義議員を互選した。委員長互選に当たって、当初、指名推薦で村田幸多朗議員が選任されたが、審査に入る前に辞任されたため、改めて指名推薦で互選をした。

審査会に付託された事項は、委員各位自身が議会のホームページ等によって確認することとした。

審査会は、原則公開で行うことを再確認した。

第4回審査会 平成31年2月25日(月)午前10時開催

本件と事実関係をほぼ共有する3月6日付け倫理審査請求に係る審査会の時には、個人情報保護等を理由に未提出となった証拠(黒塗りされたメールの宛名等、西山町事務所での録音の記録)については、訴訟では提出され、証拠として受理されたことを確認した。

加藤武男議員に事情聴取等をするため、出席を求めたが、裁判所で係争中であるので発言等を控えたいということと、体調が良くないということから実現しなかった。なお、今後、審査会としては再度弁明の機会は設けないことを確認した。

加藤武男議員が経営する宿泊施設の宿泊者の市営西山町駐車場の占有使用を見過ごしていたことが、倫理上問題があったと判断すべきとする意見と、3月6日付審査会の結果を尊重しながら判断すべきとする意見などがあった。

第5回審査会 平成31年3月4日(月)午後1時30分開催

審査請求に係る事実認定等の審議等を行った。その結果、加藤武男議員の不作為は倫理基準に抵触することを共通認識とした。すなわち、加藤武男議員は宿泊者による市営駐車場の占有使用を議員として注意すべきであった。それを見過ごしていたことは高い倫理感が求められる議員としては問題であったとの認識で概ね一致した。

具体的には、宿泊者の駐車は加藤武男議員も太平電業も認めている。中川氏(西山町在住)の陳述書のとおり市民は倫理上問題があると指摘している。市民目線からしても社会通念上はあり得ない。駐車のことを怠ったことは、直ちに不正とまでは言えないが、議員倫理基準では、議員に「疑惑を持たれる行為をしないこと」とし市民よりも高い倫理観を求めている。などを確認した。

以上のことを踏まえ、正副委員長で、これまでの審議経過等を報告書案にまとめ、議長(議会)に報告する前に、各委員にデスクネットで送付し、認識等に誤りがないか確認等することとなった。

以上